

2015年12月17日
改訂 2021年2月10日

取締役の報酬等に関する方針

当社は、報酬諮問委員会による勧告に基づく取締役会決議により、次のとおり取締役の報酬等の内容に関する方針を定める。

1. 基本方針

- 1) 当社の取締役の報酬等は、優秀な人材の確保と維持、業績向上のインセンティブの観点から、それぞれの職責に見合った報酬の体系、水準とする。
- 2) 報酬の体系、水準については、経営機能の変化、他社の水準等の外部データ等を勘案し、その妥当性を常に検証する。
- 3) 取締役の報酬等は、固定性の強い月例報酬と、会社業績の達成度に連動した決算賞与により構成する。また、株主と利害を共有し、株価を意識した経営のインセンティブとするため、役位に応じた報酬額の一部を役員持株会に拠出する。
- 4) なお、社外取締役の報酬等は、当社の業績に関与する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ業績連動型の要素が含まれてはならないことから、定額報酬として、役位に応じて予め定められた固定給を支給するものとする。

2. 月例報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の月例報酬は固定報酬とし、役職、職責、在任年数に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

3. 業績連動報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬である決算賞与は、事業年度毎の当社の経常利益、当社グループの経営状況、従業員の賞与水準等を総合的に勘案して決定する。目標となる業績指標は、経常利益が当社の総合的な事業収益力、企業価値の成長率を評価する基準として適切であると考えられることから、当該利益を決算賞与に係る指標とする。決算賞与は毎年一定の時期に支給する。

4. 月例報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

決算賞与は各事業年度の会社業績により大きく変動することから、業務執行取締役の種類別の報酬割合については定めない。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、役員報酬規定に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとする。その権限の内容は、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内における、当該規定に基づく取締役各人別の月例報酬および決算賞与額の決定とする。決定に先立ち、代表取締役社長の任意の諮問機関である報酬諮問委員会は、取締役の報酬水準について審議し、その結果を取締役に勧告することとしており、代表取締役社長はその結果を踏まえて各取締役の報酬額を決定する。

以上